

大和大学公的研究費等不正使用防止に関する基本方針

大和大学（以下「本学」という。）は、平成26年2月18日付で改定された「研究機関における公的研究費の管理・監査のガイドライン（実施基準）」（文部科学大臣決定）を受け、改めて、これまでの取組み内容の見直し等を図り、新たな体制を整備しました。今後も、本学における公的研究費等の適正な使用に向けて、運営・管理体制を絶えず見直しながら、学術研究を通じて社会・経済・文化等の充実発展に貢献できるよう努めてまいります。

1. 機関内の責任体系の明確化

本学における公的研究費等の運営・管理にあたっては、組織全体の統括者等について、以下のとおり定め、それぞれが役割と責任を踏まえ、その取組みを推進する。

(1) 最高管理責任者

大学全体を統括し、公的研究費等の運営・管理について最終責任を負う。

(2) 統括管理責任者

最高管理責任者を補佐し、公的研究費等の運営・管理について実質的な責任と権限を持つ。

(3) コンプライアンス推進責任者

学内の公的研究費等の不正使用防止の取組みに関する実質的な責任と権限を持つ。

2. 適正な運営・管理の基礎となる環境の整備

(1) 研究費の使用及び事務処理手続きに関するルールを明確化し、周知を図る。

(2) 公的研究費等の不正使用防止対策の理解や意識の浸透を図るため、コンプライアンス教育を実施する。

(3) ルールを遵守し、不正使用を行わないことを誓約する書面の提出を求める。

(4) 通報等の取扱い、公的研究費等の不正使用に係る調査の手続き等について明確化を図るため、規程等を整備する。

3. 不正を発生させる要因の把握と不正使用防止計画の策定・実施

不正を発生させる要因の把握と不正使用防止計画の策定・実施を図るため、不正使用防止計画推進組織として、最高管理責任者の下に、研究活動不正防止委員会を設置する。

4. 研究費の適正な運営・管理活動の一層の推進

(1) 物品購入等は、金額に関わらず、すべて事務室の公的研究費を管理する発注担当職員が行う。

- (2) 物品等の購入時における不正防止のため、購入の当事者以外の者が納品チェックを行う体制として、納品検収窓口を置き、納入物品の検収は、すべて事務室の公的研究費を管理する納品検収担当職員が行う。
- (3) 研究費の執行に関わる教職員、納入業者に対しては、不正に関与しない旨の誓約書の提出を求める。更に、不正な取引に関与した教職員や業者等の関係者に対しては、規程等で定めた処分方針を踏まえ、厳正に対処する。
- (4) 不正を事前に防止するための取組みとして、換金性の高い物品（パソコン、デジタルカメラ等）について、適切に管理する。

5. 情報発信・共有化の推進

公的研究費等の不正使用等に関する機関の内外からの通報及び相談に対し適切に対応できるよう、相談・通報受付窓口を置く。また、不正使用等の調査手続に関する規程や研究者の行動規範、不正使用防止に係る各種規程等は、本学ホームページで公開して、学内外に向けた積極的な情報発信を行う。

6. モニタリングの在り方

不正の発生の可能性を最小にすることを目指し、本学全体の観点から実効性のあるモニタリング体制を整備する。また、これらに加え、本学の実態に即して、不正が発生する要因を分析し、不正が発生するリスクに対して重点的な監査を実施し、恒常的に組織的牽制機能の充実・強化を図る。

附 則

- 1 この規程は、2016年4月1日から施行する。

附 則

- 1 この規程は、2019年4月1日から施行する。